

目 次

ア 設置の趣旨及び必要性	・・・ p. 2～6
イ 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	・・・ p. 6～8
ウ 研究科・専攻科の名称及び学位の名称	・・・ p. 8
エ 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・ p. 8～12
オ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・ p. 12～17
カ 基礎となる学部と研究科との関係	・・・ p. 17・18
キ 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	・・・ p. 18～20
ク 入学者選抜の概要	・・・ p. 21～24
ケ 教員組織の編成の考え方及び特色	・・・ p. 24～26
コ 施設・設備等の整備計画	・・・ p. 26～28
サ 管理運営	・・・ p. 28・29
シ 自己点検・評価	・・・ p. 29・30
ス 認証評価	・・・ p. 30
セ 情報の公表	・・・ p. 30
ソ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	・・・ p. 31・32

ア 設置の趣旨及び必要性

1. 学校法人徳洲会 湘南鎌倉医療大学の沿革と現状

学校法人徳洲会 湘南鎌倉医療大学は令和 2 年 4 月 1 日に「生命だけは平等だ」という教育の理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し、日々研鑽する医療人を育成することを目的として開設し現在に至っている。

幅広い教養と哲学的思考を基盤とする豊かな人間性や高い倫理性を持ち、医療技術の進歩・発展、ヒューマンケアへの意識の変化、地域社会のケアニーズの多様化等に対応できる高度な知識・技術を身につけた医療専門職を育成することを教育目的としている。

大学の現状は、開学時から新型コロナ感染症拡大により遠隔授業を取り入れ学生は演習の必要な科目については対面授業で行い前期授業はすべて終了している。後期授業はすべて対面授業で開始し学生も落ち着きを取り戻している。大学では感染予防対策を実施するとともに、発熱した学生はすぐに湘南鎌倉総合病院の発熱外来に受診させ PCR 検査を行っている。今後も感染症のみならず学生、教職員の危機管理を組織として取り組んでいくことの重要性を認識し大学運営を進めていく。

2. 社会環境から見た設置の必要性

我が国の保健・医療・福祉をめぐる社会の変化は複雑、多様化し、それと同時に地域で暮らす一般の人々の健康に対する関心は高く各人が多くの情報を収集し知識を持ち日々の暮らしの中に取り入れている。このような現状から看護専門職には学際的な理論、方法論に関する知識とそれを活用していく応用力が求められる。

さらに、グローバル化する社会の諸問題に対応するため、専門分野に関する見識・研究力を持つと同時に他の分野、他職種の活動にも理解を深め、視点を広げ、創造力、連携力を持つ看護実践者・看護教育者・研究者を育成していく必要がある。

看護学教育の現状を見ると令和 2 年 4 月現在で全国に 274 校の看護系大学があり平成 3 年の調査時の 11 校の 25 倍になっており、そのうち 186 校が修士課程を有し、105 校が博士課程を有している。このように看護の大学教育化、修士課程、博士課程の増加は加速度的に進んでいることがわかる。

神奈川県内では看護系大学は公立 2 校、私立 11 校、合計 13 校である。そのうち大学院博士前期・後期課程を開設している大学は 5 校、博士前期課程のみ

開設している大学は4校であり、博士後期課程まで有する県内の大学は38%に留まっている。

今後将来は、前述したような能力を持つ高度看護専門職がますます求められる社会に変化していくことが推測されるが、短期間で看護系大学・大学院が急増していることから、十分なトレーニングを受けた教員が適材適所に配置されているとはいえず全国的に教員不足が深刻な状況が生じている。

加速度的に増加している大学院を創設するにあたっては学部教育を基盤に置き博士前期課程・後期課程を同時に開設し一貫した教育理念に基づいた教育を実践していくことが重要であると考え。これは本学への愛着をもって後輩を育成する教員の確保に繋がると同時に学部から大学院までの教育に携わる教員・教育の質を担保することになる。またこのことが学部の教育評価につながり大学としての社会的評価を高めることになることから看護学教育に携わる人材を育成する環境を作ることが急務である。平成27年9月に中央教育審議会大学分科会で示された「**未来を牽引する大学院教育改革**」【資料1】では体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証の中で将来の大学院教員の教育能力を養成するシステムの構築を挙げている。平成23年3月に文部科学省から出された「**大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告**」【資料2】における大学院教育の基本的考えの中でも、「看護系大学院における人材養成においては、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、学士課程では養成困難な、特定領域の高度専門職業人や、保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す。」としている。また看護系大学が急激に増加したことによる教員不足や博士課程に在職しながら教育に携わる教員が他分野に比し多い現状の中で、高度専門職業人養成だけでなく研究者・教育者養成を充実させることが喫緊の課題であるとしている。さらに看護系の博士課程は前期後期一貫の課程は少なく教員の不足や、すでに一定の職業経験を有する学生が多い等の特徴を有するなどから博士課程教育の充実方策は今後の課題であるとし教育者、研究者養成において博士課程の充実は極めて重要であると続けている。

これらの答申・報告書等から、学生の教育に携わる人材を育成する環境を早急に整備するため、本学においては、博士前期・後期課程を同時に開設し学部から博士後期課程に至る一連の教育・研究のプロセスを構築し、卓越した看護学教育者・研究者・実践者を育成するとともに看護学研究の発展と看護学教員・看護学教育の質向上に取り組むこととする。

3. 看護学研究科看護学専攻の教育研究上の理念と目的

看護学研究科においては、本学の教育の理念及び教育目的に則り、博士前期課程、博士後期課程それぞれ、以下の教育目的を持つものとする。

1) 博士前期課程

博士前期課程の教育上の理念及び目的は、研究的視点を持った実践者としての能力をさらに進化させ、看護専門職者として地域や多職種連携において保健医療の発展に貢献できる能力を修得した人材を育成することである。

2) 博士後期課程

博士後期課程の教育上の理念及び目的は、幅広い視野と深い学識を基盤に自立して研究できる能力を備え、人間の生涯及び地域に対する看護の質の改善・向上のためリーダーシップをとる能力を有する人材を育成することである。

4. 養成する人材の考え方及びディプロマ・ポリシー

これからの日本全体を概観すると高齢化はさらに促進し在宅医療・看護を充実させる必要性が高まる、過疎化はさらに進む、独居高齢者は増加をたどる等々から医療・看護の方向転換を迫られている。また健康格差はさらに拡大していくと推測される。これらを踏まえて、「**保健医療 2035 提言書**」(平成 27 年 6 月)【資料 3】では地域主体の保健医療に再編し、人々が健康になれる社会環境を作り生涯を通じた健康なライフスタイルを実現するとともに予防・健康の推進を積極的に進めること等が述べられている。また「**2025 年に向けた看護の挑戦 看護の将来ビジョン ～いのち・暮らし・尊厳を まもり支える看護～**」(平成 29 年 6 月)【資料 4】では地域包括ケアシステムによって全ての人々の生活を地域で支える、多職種連携によりチームで必要な時に必要なサービスが提供されるようサービス全体を統合的にマネジメントして暮らしを守ると提言している。このように看護職の役割は多様化、高度化し広範囲にわたっており看護学の知識・技術のみならず関連する諸科学の知識等を応用できる高い専門性・実践力が求められる。

地域住民を取り巻く社会環境は、経済・教育・医療など大きく変化しており、住民自身が自ら医療・ケア等に関して学び実践していることも多く、看護職はこれらの住民に対して納得されるケアの提供ができなければならない。

看護職はケア・生活支援の専門職であり対人サービスの仕事であるため、社会人に必要な常識・マナー・ルール、それとともに生活力も支援者として身につけておく必要がある。特に対人サービスを実践する上でコミュニケーション能力は必要不可欠であると考ええる。

学際的な学問である看護学の特色を生かし、多様な分野の学問に触れるとともに 医療・看護を取り巻く環境の変化を視野に入れつつ、本学においては、特に母体となる徳洲会グループの地域包括ケアシステムの先端をいく医療・ケアの組織活動、施設内看護の質向上を目指す看護師現任教育、離島・医療過疎地での看護援助、災害救助への看護のかかわり、海外における医療活動等を教育の中に生かして看護職の育成を図る。これらのことを踏まえ本学では次のような人材を育成する。

1) 学部

- I 哲学的思考を基盤とした人間理解を深め、他を思いやる豊かな人間性をはぐくみ、幅広い教養を身につけ自己の品格を磨き、看護実践に必要なマナー・教養・生活能力を身につけた人材
- II 実践現場において関連する人々との十分なコミュニケーションができる能力を持ち、多職種との連携において看護の専門的役割を果たすとともに地域社会の変化・動向に目を向け看護職に求められる役割を考察し実践できる人材
- III 習得した最新の看護学の知識・技術をもとに科学的根拠に基づいた判断力・思考力を持って看護実践を行うとともに、医療人として必要な倫理感を身につけている人材
- IV 地域社会の変化・動向に目を向け地域で暮らす人々の生活や文化への関心を深め、地域特性を把握し地域で暮らす人々への健康支援・生活支援に積極的にかかわり貢献できる人材
- V グローバル化の進展を視野に入れつつ生涯にわたって看護ケアの質向上について探求・研鑽し看護学の発展に寄与できる人材

2) 博士前期課程

博士前期課程では看護学における研究過程の遂行、リサーチエビデンスの教育・実践への活用、人間の生涯及び地域に対する看護の課題解決のために多職種・地域との連携ができる人の養成を目指す。博士前期課程のディプロマ・ポリシーを以下に示す。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は以下のような能力を培い、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に「修士（看護学）」の学位を授与する。

- I. 看護学の研究を遂行する基本的能力を有している
- II. 研究論文をクリティークし、エビデンスを現場に還元する能力を修得している

- Ⅲ. 看護教育の役割・機能に関する理論的基盤を修得している
- Ⅳ. 看護学の教育・研究・実践において、倫理的課題に対応する能力や多職種・地域と連携する能力を有している

3) 博士後期課程

看護学における幅広い視野と深い学識を基盤に自立して研究できる能力を備え、人間の生涯及び地域に対する看護の質の改善・向上のために教育・研究を通して発信できる人の養成を目指す。博士後期課程のディプロマ・ポリシーを以下に示す。学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は教育研究上の目的に基づき、以下のような能力を培い、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に「博士(看護学)」の学位を授与する。

- Ⅰ. 広い視野と深い学識を基盤に、看護学の発展に向けた研究課題を見出し、自立して研究できる能力を修得している
- Ⅱ. 看護実践の向上に貢献する研究成果を公表し社会に還元する能力を修得している
- Ⅲ. 看護研究者として、学際的な協働・連携を推進できる能力を修得している

4) 看護学研究科看護学専攻修了者の予想される進路

看護学研究科看護学専攻修了者は看護学の研究者・教育者・実践者としての能力を備え、看護学の発展と地域社会に貢献できる看護専門職者として首都圏のみならず国内の医療・保健・教育・福祉などの場や機関での就業が見込まれる。

「博士前期課程」

博士前期課程修了者は保健・医療・福祉施設の看護の質向上のために、また看護系大学教員として元の職場に復帰する者や新しく教育の場で職に就くことも見込まれる。さらに本学の博士後期課程に進学し研究を継続することも予想される。研究者として医療関連企業や研究機関での活動の道も考えられる。

「博士後期課程」

博士後期課程の修了者の多くは看護系大学の教員としての就業が見込まれる。看護系大学の教員になるための学位は博士(看護学)を取得していることが求められており看護系大学教員育成に貢献できると考えられる。

【資料5】「湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科の養成する人材像と3つのポリシー」

イ. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

看護学研究科では以下の理由により博士前期課程と博士後期課程の同時設置を申請する。

前述したように、現在の看護学教育を取り巻く環境は大学化・大学院化が進み本学の看護学部を取り巻く環境も周辺に多くの看護学部や看護学研究科が開設されており競争は激化している。短期間で多くの看護系大学・大学院を開設していることからこれらの教育課程における教員の数的充足は十分とは言えない。また、今後これらの大学・大学院における教育を担う教員については数的充足のみでなく卓越した教育力・研究力・指導力を有した教員を育成することが求められている。教員の質・教育内容の質の向上を継続していくには十分なトレーニングを受けた教員を適時・適切に各分野に配置していくことが重要である。保健・医療・福祉の現場で活躍しつつ教育・研究について学修したいと考える人にとって社会人の学修の機会を確保するため「昼夜開講制」（大学院設置基準第 14 条特例）を取り入れることとする本学の博士前期課程及び博士後期課程の同時開設の役割は大きい。

本学においては、学部から博士後期課程に至る一連の教育・研究のプロセスを構築し卓越した看護学教育・研究者を育成し看護学研究の発展と看護学教員・看護学教育の質向上に取り組むことで地域社会に貢献できるものと考え、博士前期課程・博士後期課程を以下の理由により同時に開設することとした。

1. 研究の継続性が得られることである。将来、教育者や研究者になることを目指して前期課程を受験し学修しようとする者にとって、後期課程を備えた研究科であることは研究課題の選択と継続的な研究活動にかかわる重要事項である。前期課程で研究の基礎を学び、後期課程への進学後は、連続して一貫した研究指導を受けながら、自立して研究する能力を育むことができる。本学の研究科では、人間の生涯と地域での生活と深くかかわる健康に関し、看護実践の場をよく理解し、教育・研究できる人材養成を目指しており、両課程を通した学修は連動し増幅する教育効果が期待できる。
2. 本学の博士の学位を持たない教員の博士後期課程進学へのニーズがあり、これに応えることが大学としての喫緊の課題となっていることである。前期課程だけでなく後期課程の設置をすることで中堅、若手教員の学位取得を促し、学部学生の教育の質の向上につながり、教員は研究成果の発信力、研究指導力を身につけられると考える。
3. 博士前期課程・博士後期課程の学生には開講期間中にディスカッション、相互交流を図る学修の機会を設定し看護学探求の面白さや、看護の奥深さを実

感し双方の学修内容を深められることが期待できる。博士後期課程があることは博士前期課程の学生の学修において先の見通しが立ち学修意欲にもつながる。

4. 学部開設 3 年次に看護学研究科を開設することにより、教育力育成の一環として例えば学部生の「TA」として授業を補佐し、看護職を目指す学部生の教育内容とともに現代の若者の気質・特性も理解できる機会となる。学部生にとっては生涯にわたって研鑽し続ける大学院生を目の当たりにし自身のキャリア構築のモデルとなり学修の機会となる。院生・学部生双方にとって有益な機会となる効果が期待できる。

ウ 研究科・専攻科の名称及び学位の名称

本学では、令和 2 年 4 月に看護学部看護学科を設置している。今回設置する研究科は、研究科名を「看護学研究科」、専攻名称を「看護学専攻」とし、育成する人材の専門領域を明瞭に示した。専門分野の名称においては、教育上の目的に基づくとともに、国際的な通用性にも留意した名称とした。

・研究科名称

看護学研究科	(英語表記: The Graduate School of Nursing)
看護学専攻	(英語表記: Division of Nursing)
博士前期課程	(英語表記: Master' s Program of Nursing)
博士後期課程	(英語表記: Doctoral Program of Nursing)

・学位

博士前期課程	
修士(看護学)	(英語表記: Master of Science in Nursing)
博士後期課程	
博士(看護学)	(英語表記: Doctor of Philosophy in Nursing)

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

看護学部の教育課程は大学の理念及び教育目的に基づき、地域で暮らす人々の健康・生活向上への支援方法を実践できる人材を育成するため「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」の 3 科目群で編成している。本研究科の専門分野についても学部の専門科目と連動するよう構成する。

1. 学部

- I 初年次教育を重視し、アカデミック・スキルズを身に付け看護専門職として学び続ける自己研鑽の態度を養う科目を配置する。
- II 「基礎教養科目」は哲学的思考を基盤に豊かな人間性、教養を培い、高い倫理性を育て、品格を備えた看護専門職者を養成するために「人間の理解」「コミュニケーションの方法」「科学的探究」「社会と文化」「運動とリクリエーション」の5つに区分して科目をバランスよく配置する。
- III 「専門基礎科目」は看護学の基盤となる人体の形態・機能を理解し、健康障害を起こす要因や障害・疾病に陥った時の人体の状況、社会環境と人々の健康とのかかわりを学修する科目を「人体の構造と機能」「健康障害と回復」「健康支援と社会システム」の3つに区分し配置する。
- IV 「専門科目」は看護専門職として必要な専門的知識・技術を修得するとともに、知識と技術を統合して看護学を発展的に考察する科目を「領域別科目」「統合科目」の2つに区分し配置する。
- V 卒業要件を満たすことによって、看護師国家試験の受験資格が得られる教育内容とする。また選択制で保健師国家試験受験資格が得られる科目を配置する。
- VI 学修成果の評価については、到達目標と評価基準をシラバスに明示し、筆記試験・レポート・実技試験・実習評価、授業態度や授業への貢献の度合い等で総合的に実施する。

2. 博士前期課程

看護学において研究過程を遂行することができ、リサーチエビデンスを教育や実践に活用することができ、また人間の生涯及び地域に対する看護の課題解決のために多職種・地域との連携ができる人を養成する教育課程とする。「教育課程と3ポリシーの関係：博士前期課程」【資料6】

以下に博士前期課程のカリキュラム・ポリシーを示す。

教育課程は「共通科目」と「専門科目」で編成し、専門科目に「生涯発達看護学分野」と「広域看護学分野」の2つを置く。教育・学習方法は、講義及び演習を中心とする。学修成果は、授業科目では到達目標と評価基準をシラバスに明示し総合的に評価し、研究では主査1名と副査2名の審査委員による修士学位論文審査・最終試験により評価する。

- I. 「共通科目」は看護学の教育・研究・実践の基盤となる関連諸科学及び多職種・地域との連携について学修するための科目を配置する

- Ⅱ. 「専門科目」は各看護学領域の特性を踏まえた最新の知見や知識を統合し看護実践への洞察を深め、研究・教育能力を修得するための科目を配置する
- Ⅲ. 研究指導を受け修士論文を作成するとともに継続的に取り組むことができる研究課題を見出すための科目を配置する

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連から、ディプロマ・ポリシーに関連が強い授業科目は以下のとおりである。

1) 博士前期課程 共通科目

看護学の研究を遂行する基本的能力を修得するというディプロマ・ポリシーⅠと強く関連する科目として「看護学の実践と研究 特講Ⅰ」「看護学研究方法論Ⅰ（総論）」「看護学研究方法論Ⅱ（統計解析）」「臨床疫学」を設定する。看護教育の役割・機能に関する理論的基盤を修得するというディプロマ・ポリシーⅢと強く関連する科目として「看護教育論」「医学教育論」を設定する。看護学の教育・研究・実践において、倫理的課題に対応する能力や多職種・地域と連携する能力を修得するというディプロマ・ポリシーⅣと強く関連する科目として「看護倫理」「臨床哲学」「地域生活看護論Ⅰ」「チーム医療論」「看護管理」を設定する。

2) 博士前期課程 専門科目

「生涯発達看護学分野」では、人の健康上の問題・課題を学修するために成長・発達に伴う領域に分類する。

人間の性と生殖の仕組みと生涯にわたる健康との関連、リプロダクティブヘルスの課題、等を理解するために必要な基礎的知識、理論・概念について学修し基礎的専門知識を養う「リプロダクティブヘルス看護学」、子供の健康生活健康課題、成長発達、小児看護の実践を支える理論、子供を養育する家族の問題等を学修する「小児看護学」、成人期にある人々の生活や健康への支援、急性期並びに慢性期における支援について学修する「成人看護学」、老年期の健康課題や生活上の問題に対応して生活の質を高めるために多様な場面での支援について学修する「老年看護学」で構成する。

「広域看護学分野」はあらゆる年齢層、あらゆる健康状態、多様なライフスタイルの人たちを対象に在宅療養における療養上の課題、療養者を取り巻く社会の現状、支援の在り方等についての基礎知識を養う「在宅看護学」、またあらゆる年齢層、あらゆる健康状態、多様なライフスタイルの人たち、健康な人々への健康支援の在り方や現在の施策、法的根拠が地域で暮らす人びとにどのような支援につながっているのか等を学修する「公衆衛生看護学」で構成する。

看護学の研究を遂行する基本的能力を修得するというディプロマ・ポリシーⅠと強く関連する科目として「リプロダクティブヘルス看護学特論M」「リプロ

ダクティブヘルス看護学演習Ⅱ」「小児看護学特論M」「成人看護学特論M」「成人看護学演習Ⅱ」「老年看護学特論M」「在宅看護学演習Ⅱ」「公衆衛生看護学特論M」「看護学特別研究 M」を設定する。研究論文をクリティークし、エビデンスを現場に還元する能力を修得するというディプロマ・ポリシーⅡと強く関連する科目として「リプロダクティブヘルス看護学演習Ⅰ」「小児看護学演習Ⅰ」「老年看護学演習Ⅰ」「老年看護学演習Ⅱ」「在宅看護学演習Ⅰ」「公衆衛生看護学演習Ⅱ」を設定する。看護教育の役割・機能に関する理論的基盤を修得するというディプロマ・ポリシーⅢと強く関連する科目として「公衆衛生看護学演習Ⅰ」を設ける。看護学の教育・研究・実践において、倫理的課題に対応する能力や多職種・地域と連携する能力を修得するというディプロマ・ポリシーⅣと強く関連する科目として「小児看護学演習Ⅱ」「成人看護学演習Ⅰ」「在宅看護学特論M」を設定する。

3 博士後期課程

平成 17 年 9 月に中央教育審議会から出された答申「**新時代の大学院教育**」【資料 7】の中で博士後期課程にあっては必要に応じて博士の学位を取得するまでにサマー・インスティテュートや学会を含め一定期間外国の大学等で教育やトレーニングを受ける機会を提供し国内外の学術雑誌に英語論文を投稿するよう促すことが有効である。また研究能力の育成に必要な理論構築や技術開発に関する方法論のコースワークを含んだ教育プログラムとすることが適当である等が述べられていることから博士後期課程においてはこのことを念頭に置き共通科目の中で必修科目として配置している。

博士前期課程で培った研究能力をさらに発展させ、幅広い視野と深い学識を基盤に自立して研究できる能力を備え、人間の生涯及び地域に対する看護の質の改善・向上のために教育・研究を通して発信できる人を養成する教育課程とする。

以下に**博士後期課程のカリキュラム・ポリシー**を示す。「湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科の養成する人材像と 3 つのポリシー」【資料 5】「教育課程と 3 ポリシーの関係：博士後期課程」【資料 8】

教育課程は「共通科目」と「専門科目」で編成し、専門科目に「生涯発達看護学分野」と「広域看護学分野」の 2 つを置く。教育・学習方法は、講義及び演習を中心とする。学修成果は、授業科目では到達目標と評価基準をシラバスに明示し総合的に評価し、研究では主査 1 名と副査 2 名の審査委員による博士学位論文審査・最終試験により評価する。

I. 「共通科目」は自立して研究できるようになるための研究方法や英語論文

の執筆の能力、研究能力の育成に必要な理論構築に資する科目を配置する

Ⅱ. 「専門科目」は国内外の学術誌や各看護学領域の実践に関する教育・研究を通じて看護学の発展に貢献できる能力を修得するための科目を配置する

Ⅲ. 研究指導を受け学術的意義のある研究課題を見出し、自立的・計画的・持続的に博士論文を作成する科目を配置する

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連から、ディプロマ・ポリシーに関連が強い授業科目は以下のとおりである。

1) 博士後期課程 共通科目

広い視野と深い学識を基盤に、看護学の発展に向けた研究課題を見出し、自立して研究できる能力を修得するというディプロマ・ポリシーⅠと強く関連する科目として「看護学研究法」「英語論文演習」「看護学の実践と研究 特講Ⅱ」「理論看護学」を設定する。看護研究者として、学際的な協働・連携を推進できる能力を修得するというディプロマ・ポリシーⅢと強く関連する科目として「地域生活看護論Ⅱ」を設定する。

2) 博士後期課程 専門科目

広い視野と深い学識を基盤に、看護学の発展に向けた研究課題を見出し、自立して研究できる能力を修得するというディプロマ・ポリシーⅠと強く関連する科目として「リプロダクティブヘルス看護学特論 D」「リプロダクティブヘルス看護学演習 D」「小児看護学特論 D」「小児看護学演習 D」「成人看護学特論 D」「成人看護学演習 D」「老年看護学特論 D」「老年看護学演習 D」「在宅看護学特論 D」「在宅看護学演習 D」「公衆衛生看護学特論 D」「公衆衛生看護学演習 D」「看護学特別研究 D」を設定する。

オ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

看護学専攻分野に関する高度な専門知識と能力の修得のため、専門科目（看護学特別研究を含む）及び共通科目を置き、コースワークに基づく教育と専門領域の研究指導を行う。学期を前期と後期に分けたセメスター制をとるが、看護学特別研究は博士前期課程、博士後期課程ともに各在籍期間の通年配置とする。

社会人入学者のニーズに対応できるよう長期履修や、大学院設置基準第 14 条特例により、昼間のみならず特定時間帯（平日 17:55～21:00）の開講、土曜日及び夏季・冬季休暇中の集中講義の開講、教員と学生の調整による開講日時の設

定などを行う【資料 9～35】。

1) 博士前期課程

博士前期課程では、看護学の研究過程を遂行する基本的能力、研究論文をクリティックし、エビデンスを教育・実践に還元する能力、看護学の教育・研究・実践において、倫理的課題に対応する能力や多職種・地域と連携する能力の養成を目指す。そのため、特論や演習の方法として、講義及び学生によるプレゼンテーション、ディスカッション、フィールドワーク等を効果的に組み合わせて展開する。共通科目においては、異なる領域の学生間での学び合いを促進する。特別研究においては個別指導を中心としつつ、博士後期課程の学生から助言を得て、意見交換できる機会を設ける。

2) 博士後期課程

博士後期課程では、幅広い視野と深い学識を基盤に、看護学の発展に向けた研究課題を見出し、自立して研究できる能力、看護実践の向上に貢献する研究成果を公表し社会に還元する能力、看護研究者として、学際的な協働・連携を推進できる能力の養成を目指す。そのため、特論や演習の方法として、博士前期課程と同様に、講義及び学生によるプレゼンテーション、ディスカッション、フィールドワーク等を効果的に組み合わせて展開する。加えて、特別研究の個別指導にあたり、学生が自身の研究課題に必要なリソースとして視野を広げ学際的な人脈を幅広く求められること、研究方法の選択・活用に際し、必要に応じて、より詳しい専門家のサポートを得ること、などを重視して支援する。

2. 履修指導

専攻分野・領域並びに履修科目の選択と指導は以下のように進める。博士前期課程、博士後期課程ともに、入学志願者は出願前に専攻分野・領域の研究指導教員と事前面談を行い、分野及び領域を選択する。入学時、研究科教務担当教員は履修ガイダンスを実施し、教育課程、履修方法、標準的な履修モデル【資料 36～44】、研究指導の進め方とスケジュール等について学生に説明する。学生は自ら履修計画を立案できるよう、専攻分野・領域の研究指導教員から個別に履修指導を受ける。教員は学生の履修計画立案に際し、学生の履修選択（一般か長期履修か）や現在の研究課題、修了後の進路を考慮に入れ、適切な科目選択ができるよう個別に指導する。

1) 博士前期課程

- ① 入学後、学生は専攻分野・領域の履修モデルを参考にして、研究指導教員の助言を得ながら、修了に必要な、共通科目から 16 単位、特別研究を含む専門科目から 14 単位、計 30 単位の履修計画を立案する。共通科目は、必修科目である「看護学の実践と研究 特講Ⅰ」「看護学研究方法論Ⅰ（総論）」「看護倫理」「臨床哲学」「看護教育論」「地域生活看護論Ⅰ」「看護学研究方法論Ⅱ（統計解析）」を学ぶ。また専攻領域の専門科目である「特論Ⅲ」「演習Ⅰ」を学ぶ。
- ② 2 年次には、修士論文の提出方法及び審査についての全体ガイダンスを実施する。専攻領域の専門科目である「演習Ⅱ」を履修するとともに、「看護学特別研究Ⅲ」を履修し、研究指導を受けながら研究計画を遂行し、修士論文を作成する。

2) 博士後期課程

- ① 入学後、学生は専攻分野・領域の履修モデルを参考にして、研究指導教員の助言を得ながら、修了に必要な、共通科目から 8 単位、特別研究を含む専門科目から 12 単位、計 20 単位の履修計画を立案する。共通科目は、「看護学研究法」「英語論文演習」「理論看護学」を学ぶ。また、老年看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学を専攻する学生は、「地域生活看護論Ⅱ」を必修科目として学ぶ。専攻領域の専門科目である「特論Ⅳ」「演習Ⅱ」を学ぶ。
- ② 2 年次には、学生は 1 年次の履修状況に応じて、必要な授業科目の履修計画を立案する。共通科目・専門科目は 1 年次・2 年次を通じて履修可能である。「看護学特別研究Ⅳ」を履修し、研究指導を受けながら、研究課題について具体的に研究を進める。
- ③ 3 年次は、「看護学特別研究Ⅳ」を継続して履修し、研究指導を受けながら研究計画を遂行し、博士論文を作成する。

3. 研究指導方法

特別研究の科目「看護学特別研究Ⅲ」あるいは「看護学特別研究Ⅳ」で、研究指導教員による研究指導を行う。博士前期課程、博士後期課程ともに各々の『論文指導・学位授与の流れ』【資料 45～48】に沿う。学生の専攻分野・領域は志願前に研究指導教員と事前面談して選択し、入学後は履修計画に基づき学修する。

1) 博士前期課程

研究指導は、学生の専攻分野・領域の主研究指導教員と副研究指導教員 1 名により行う。主研究指導教員は、研究デザイン、方法等の研究計画の立案・作成、

研究計画の発表会、研究倫理審査の受審、調査・実験等データの収集、結果の分析・解析、考察、修士論文の作成、修士論文発表会に至るまで、研究全体にわたって指導する。副研究指導教員は、研究の全過程で指導教員との協力関係において助言し、学生の研究遂行を助け、研究の基礎を固められるように指導を補助する。

1 年次は 4 月に研究指導教員の決定と履修指導、12 月に研究計画書作成、1 月に研究計画発表会、3 月に研究倫理委員会への申請と審査を受ける。2 年次は 4 月から研究計画に基づく研究活動、9 月に研究中間発表会を経て修士論文を執筆し、1 月下旬に修士学位論文を提出し審査の申請、2 月中旬に修士学位論文審査・最終試験を行う。審査委員は研究科委員会メンバーの中から 3 名（主査 1 名、副査 2 名）を決定する。主研究指導教員は主査になることはできない。2 月下旬に修士論文発表会、学位授与判定を行う。研究科委員会において審査委員の報告を受け、学位授与の可否を判定する。3 月に学位授与となる。長期履修の場合は、2 年次後期から研究計画に基づく研究活動を開始し、3 年次前期から修士論文の執筆となる。

2) 博士後期課程

指導教員は、主研究指導教員と副研究指導教員 2 名により行う。主研究指導教員は、研究デザイン、方法等の研究計画の立案・作成、研究計画の発表会、研究倫理審査の受審、調査・実験等データの収集、結果の分析・解析、考察、博士論文の作成・投稿、博士論文予備審査、博士論文(本)審査、博士論文発表会(公聴会)に至るまで、研究全体にわたって指導する。副研究指導教員は、研究の全過程で主研究指導教員との協力関係において助言し、学生の研究の独自性と専門性を高めるとともに、研究による新たな知見が先鋭されるよう主研究指導教員の指導を補助する。

1 年次は 4 月に研究指導教員の決定と履修指導、12 月に研究計画書作成、1 月に研究計画発表会、2 月に研究計画審査を行う。審査委員は研究科委員会メンバーの中から 3 名（主査 1 名、副査 2 名）の審査委員を決定する。3 月に研究倫理委員会への申請と審査を行う。2 年次は 4 月から研究計画に基づく研究活動、1 月に研究中間発表会、3 年次の 4 月から博士学位論文の作成を進める。9 月に博士学位論文予備審査の申請を行い、9 月中旬に博士学位論文予備審査を行う。予備審査委員は研究科委員会メンバーの中から 2 名（主査 1 名、副査 1 名）とし、これに国内の他の大学院研究科、研究所等の教員から 1 名を副査に加え、3 名を決定する。主研究指導教員は主査になることはできない。9 月下旬に予備審査の可否判定、合格であれば、10 月に博士学位論文審査及び最終試験の受審申請、

博士学位論文審査を行う。審査委員は予備審査同様に研究科委員会メンバーの中から2名（主査1名、副査1名）とし、これに国内の他の大学院研究科、研究所等の教員から1名を副査に加え、3名を決定する。主研究指導教員は主査になることはできない。主査及び副査は、主研究指導教員と副研究指導教員の意見を聴いたうえで研究課題に近い専門分野の教員から研究科委員会の合議で決定する。2月に博士論文発表会（公聴会）・最終試験を行う。研究科委員会において審査委員の報告を受け、学位授与の可否を判定する。3月に学位授与となる。長期履修の場合は、2年次中間で研究計画の審査を受け、3年次は研究計画に基づく研究活動を行い、博士論文の執筆・投稿を行い、9月予備審査、10月本審査の流れとなる。

4. 課程修了の要件

1) 修業年限

本研究科博士前期課程の標準修業年限は2年であり最大在籍可能年限を4年とする。博士後期課程の修業年限は3年であり最大在籍可能年数は6年である。職業を有する等の理由により学修が困難な学生には長期履修生制度を適用し計画的に教育課程を履修し研究ができるよう指導する。（湘南鎌倉医療大学大学院学則 第16条）

2) 取得単位数

(1) 博士前期課程の取得単位数

必要な取得単位数は、学則で定める所定の授業科目を30単位（共通科目から必修13単位を含み16単位以上、専門科目14単位）以上取得しなければならない。専門科目は6領域のうち選択した1領域の特論2単位、演習4単位以上を修得し、かつ当該領域における「看護学特別研究M」8単位以上を取得しなければならない。

(2) 博士後期課程の取得単位数

必要な取得単位数は、学則で定める所定の授業科目を20単位（共通科目から必修6単位、分野必修2単位《生涯発達看護学分野は「看護学の実践と特講Ⅱ」、広域看護学分野は「地域生活看護論Ⅱ」》）を含み計8単位、専門科目4単位）以上取得しなければならない。専門領域は6領域の中から選択した1領域の特論2単位、演習2単位以上を修得し、かつ当該領域における「看護学特別研究D」8単位以上を取得しなければならない。

3) 修了要件

博士前期課程の修了要件は、2年以上在籍し、授業科目について所定の単位数を取得して、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

博士後期課程の修了要件は、3年以上在籍し、授業科目について所定の単位数を取得して、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする【資料 49】。

5. 研究の倫理審査体制

特別研究の実施は、本学の研究倫理委員会の承認を必要とする。委員会は本学研究倫理規程に定められた委員から構成される。審査となる対象は、研究倫理審査申請書、倫理指針を踏まえて作成された研究計画書及びその他の添付資料であり、研究計画の倫理的妥当性、科学的合理性の両面から審査を行う。【資料 50】

カ 基礎となる学部と研究科との関係

湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科の博士前期課程と博士後期課程は、基礎となる湘南鎌倉医療大学看護学部で展開している領域編成を踏襲し、6つの領域における看護の専門性を、研究科でも継続して深めることができるような構造としている。具体的には、看護学部で展開している「母性看護学」、「小児看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「在宅看護学」、「公衆衛生看護学」の6つの領域について、博士前期課程、博士後期課程では、「リプロダクティブヘルス看護学」、「小児看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「在宅看護学」、「公衆衛生看護学」として、教員組織の一貫性・連携のもと、学部と研究科の教育・研究を積み重ねる。【資料 51】

また研究科における縦断的なつながりとして、人は生涯にわたり発達する存在であるという視点に立って看護を探究する生涯発達看護学分野としてリプロダクティブヘルス看護学、小児看護、成人看護学、老年看護学の4つの領域を位置づけ、地域社会に根差した看護活動を予防的・健康増進的視点から探究する広域看護学分野として在宅看護学、公衆衛生看護学の2つの領域を位置づけている。学部で身につけた科学的根拠に基づく看護実践力及び看護ケアの質向上を探求・研鑽していく基礎能力をさらに研究科で発展させるため博士前期課程及び博士後期課程に「看護学の実践と研究 特講Ⅰ、Ⅱ」として配置する。また地域において何らかの支援を必要とする健康な高齢者、療養しつつ暮らす高齢者

の生活を包括的にとらえて支援にかかわる科目すなわち老年看護学・在宅看護学・公衆衛生看護学を統合し、支援の在り方を探求する科目を博士前期課程及び博士後期課程に「地域生活看護論Ⅰ、Ⅱ」として配置する。老年看護学・在宅看護学・公衆衛生看護学が連携して講義・演習し、現状をどのように変革させると高齢者へのより良い生活援助・ケアにつながるのか等について探索し、今後の高齢社会におけるケアのありようを考える一助とする。

キ 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

1. 目的及び必要性

本学大学院博士前期課程及び博士後期課程では、所属する保健医療福祉機関、または教育機関において、学位取得に関わるキャリアパスが確保されている等の社会人学生を受け入れる。そのため、平日の昼夜、夜間、土曜日に授業を開講する。

2. 修業年限

湘南鎌倉医療大学大学院学則第15条に定める通り標準修業年限について、博士前期課程は2年間、博士後期課程は3年間とする。ただし、職業を有する等の理由により標準修業年限では、取得できる単位数、研究・学修活動の時間が限られ博士前期課程では2年、博士後期課程では3年で修了することが困難な学生を対象に本学大学院学則第16条の規定により博士前期課程では3年、博士後期課程では4年の長期履修制度を適用し計画的に教育課程をおさめ研究が進められるよう指導する。

3. 履修及び研究指導の方法

本大学院の受験生には、大学の教員及び保健医療福祉機関で働く看護職等が多いことを想定し、働きながら学ぶことを両立できる環境を整備することから、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用することとする。

学生の勤務・生活状況を勘案し、指導教員と学生による綿密な相談により、学生は授業科目を履修し研究を進めていく。

4. 授業の実施方法

学生の勤務・生活状況を勘案し、授業は特例措置の授業時間を平日夜間（17時55分～21時まで）、土曜日（9時～17時50分まで）に設け、特別の必要のあ

ると認める場合、学生の休業日に授業または研究指導を行う。

5. 教員の負担の程度

湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科に所属する多くの専任教員は、学部教育も担当することから、看護学部の時間割の状況、研究指導時間等の適切な設定等、過度な負担とならないよう十分な配慮を行う。さらに、平日夜間開講及び学生の休業日に授業を担当する教員については、時差出勤や振替休日等の措置をとるなど、学士課程と博士前期課程・博士後期課程全体における業務の調整を行い、過重負担にならないようにする。【資料 9～35】

6. 図書館等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員等の配慮

1) 図書館

図書館は、平日 9 時から 21 時まで、土曜日は 9 時から 17 時 50 分まで開館し、夜間や土曜日の利用を配慮する。

2) 学生の厚生に対する配慮

健康管理においては、年 1 回の健康診断の機会を確保し、また、精神保健に関する相談には学生相談室を設けて臨床心理士が対応する。学内には食堂を設置しており、大学周辺にはコンビニエンスストアや大型スーパーマーケット等があり、利用可能である。

3) 交通機関

本学はモノレールの最寄駅から徒歩 6 分の距離にあり、通学等のための交通手段は、夜間開講にあたって不便はない。大学の周辺には民間の予約制駐車場があり車で通学することも可能である。

4) 夜間開講時間帯の教員及び学生に対する事務的サービス等

博士前期課程と博士後期課程の夜間・土曜日の学生対応は、職員のシフト勤務により対応する。また、特別な問題が生じた場合は、緊急連絡体制により対処することとし、授業等に支障のないような体制をとる。

7. 入学者選抜概要

学生募集においては、ホームページをはじめ、大学院学生募集要項の配布等の広報に努める。

選抜方法としては、湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士

前期課程・博士後期課程)の教育の理念及び教育目的・教育目標を踏まえ、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜試験を実施する。選抜試験の内容は、博士前期課程の学修に関する資質を、学力的な側面と適性の側面を判断するために、筆記試験(英語、専門領域別小論文)、面接、書類審査とし、これらを総合的に評価する。さらに、博士後期課程においては、博士後期課程の学修に関する資質を、学力的な側面と適性の側面を判断するために、筆記試験(英語、専門領域別小論文)、面接、書類審査とし、これらを総合的に評価する。「ク 入学者選抜の概要」に述べるように、大学院設置基準第14条による就学を希望する場合も、特別な措置は行わない。学生募集要項には、出願にあたり、研究指導を志望する教授と事前相談を行うよう明記する。なお、在職のまま入学しようとする場合は、所属長承諾の書類の提出をもって出願を認める。

入学者選抜体制としては、入学者選抜の基本方針、学生募集要項、合格者の判定案等の審議を湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科委員会で行うものとし、そこでの合格者の判定案を受けて学長が合否判定を決定するものとする。

8. 必要である分野であること

本大学院における、博士前期課程と博士後期課程に入学する学生は、現職で働きながら学ぶことを想定していることから、夜間・土曜日を開講して仕事と学業を両立できる環境を整えていくものとする。さらに、事前に行った大学院看護学研究科(仮称)の設置に係るニーズアセスメント調査(入学意向アンケート調査・採用意向アンケート調査)において、現職看護師や現職看護教員から本課程の開設に対する期待が寄せられている。これらの状況から本課程の研究対象分野である看護学分野は、博士前期課程及び博士後期課程で学びたい社会人にとって必要とされている分野であるといえる。

9. 大学院を専ら担当する専門教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

専門科目の教員配置は、開設する6領域それぞれに、博士前期課程と博士後期課程を共通で担当する指導教授を1名以上おいている。しかし、看護学部の教員の多くが大学院教育を兼任することから、教員の過重とならないように、博士前期課程と博士後期課程の専門科目及び共通科目を担うことができる教授1名を大学院専門の専任教員として配置している。また共通科目を担当する非常勤講師には、その科目における優れた教育研究業績を有する人材を配置することで、教育の水準を保証するとともに専任教員の過重を軽減している。

ク 入学者選抜の概要

1. アドミッション・ポリシー

本研究科の教育理念を達成し、教育者・研究者・実践者を育成するため、本学では以下のような要件を備えた学生を歓迎する。

1) 博士前期課程

- I. 看護実践の場で生じる事象や課題を科学的に解明する意欲のある人
- II. 各看護専門領域の知識、論理的思考力、英語論文の読解力を有する人
- III. 看護学の教育・研究・実践に貢献することを志す人

2) 博士後期課程

- I. 看護学の教育・研究に深い関心を持ち探求・研鑽し続ける意欲のある人
- II. 研究を遂行する力として論理的思考、表現力、英語論文の批判的読解力を有する人

2. 入学定員

入学定員は以下のとおりとする。

1) 博士前期課程

入学定員 6 名、収容定員 12 名とする。

2) 博士後期課程

入学定員 3 名、収容定員 9 名とする。

3. 出願資格

次のいずれかに該当する者を受験資格者とする。なお、入学を希望する者はあらかじめ希望する研究指導教員に事前相談を行うものとする。

1) 博士前期課程

- ① 大学を卒業した者、または当該年度に卒業見込みの者
- ② 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者

- ⑤日本において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- ⑥外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者、または当該年度に修了見込みの者
- ⑧旧制学校等を修了した者
- ⑨防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者または当該年度に修了見込みの者
- ⑩本学大学院において実施する個別の入学資格審査により認めた22歳以上の者

2) 博士後期課程

- ①修士の学位や専門職学位を有する者、または当該年度に学位取得見込みの者
- ②外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- ⑥本学大学院において個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

4. 選抜の体制

大学運営会議が入学者選抜の基本方針を策定する。それに基づき、研究科委員会が入学者選抜方針及び学生募集要項を作成し、入学者選抜試験を管理、実施する。可否の判定は研究科委員会で審議し、学長が決定する。

5. 選抜の方法

入学者選抜を行うにあたっては、事前に研究計画、関連する資格取得、実務経験等について、教員との十分な相談、検討を行う機会を設ける。事前相談を受ける教員は、学生の希望する研究内容と指導教員の専門領域が合致しているかを

確認するとともに、指導教員の研究指導方針及び方法などを学生へ説明し、入学後のミスマッチを防ぐ。

事前相談後は、研究指導教員全員により事前相談を受けた学生の志望理由、希望する研究内容に関する情報共有と協議を行い、特定の研究指導教員・副研究指導教員に負担が集中せず適切な研究指導体制が構築できるように調整を行ったうえで、受験生にも情報を提供し受験に臨んでもらう。

1) 博士前期課程

入学者選抜は、筆記試験と面接試験及び出願書類審査にて行う。各試験内容及び評価基準と配分点を以下に示す。

博士前期課程 入学者選抜試験・審査の評価基準と配分点

入学者選抜試験・審査	評価基準	配分点
筆記試験：英語	英語の読解力	20 点
筆記試験：専門領域	専門領域における見識及び論述力	80 点
面接試験及び出願書類審査	入学目的の明確さと学修意欲 専門領域に関する見識 論理的思考力・表現力	50 点

アドミッション・ポリシーⅠにある「看護実践の場で生じる事象や課題を科学的に解明する意欲」については、面接試験及び出願書類審査にて、入学目的の明確さと学修意欲、専門領域に関する見識から評価する。

アドミッション・ポリシーⅡにある「各看護専門領域の知識、論理的思考力、英語論文の読解力を有する人」については、筆記試験と面接試験及び出願書類審査にて評価する。筆記試験：専門領域では、領域に関連した論述内容から専門領域における見識、論述力を評価する。筆記試験：英語では、保健医療・医学系の英語論文を用い、部分訳や要約などの設問にて英語の読解力を評価する。辞書は持ち込み可とする。また面接試験及び出願書類審査では、専門領域に関する見識、論理的思考力・表現力などを評価する。

アドミッション・ポリシーⅢにある「看護学の教育・研究・実践に貢献することを志す人」については、面接試験及び出願書類審査にて、入学目的の明確さと学修意欲、専門領域に関する見識、論理的思考力・表現力などを評価する。

配分点は、英語の筆記試験 20 点、専門領域の筆記試験 80 点、面接試験及び出願書類審査を 50 点とする。

以上の筆記試験と面接試験及び出願書類審査の結果を総合的に判断し、選抜を行う。

2) 博士後期課程

入学者選抜は、筆記試験と面接試験及び出願書類審査にて行う。各試験内容及び評価基準と配分点を以下に示す。

博士後期課程 入学者選抜試験・審査の評価基準と配分点

入学者選抜試験・審査	評価基準	配分点
筆記試験：英語	英語の読解力	40 点
筆記試験：専門領域	専門領域における見識及び論述力	60 点
面接試験及び出願書類審査	入学目的の明確さと学修意欲 研究・教育・専門領域に関する見識 研究テーマ及び研究計画 論理的思考力・表現力	50 点

アドミッション・ポリシーⅠにある「看護学の教育・研究に深い関心を持ち探求・研鑽し続ける意欲のある人」については、面接試験及び出願書類審査にて、入学目的の明確さと学修意欲、研究・教育・専門領域に対する見識、研究テーマ及び研究計画、論理的思考・表現力などから評価する。

アドミッション・ポリシーⅡにある「研究を遂行する力として論理的思考、表現力、英語論文の批判的読解力を有する人」については、筆記試験と面接試験及び出願書類審査にて評価する。筆記試験：専門領域では、領域に関連した論述内容から専門領域における見識、論述力を評価する。筆記試験：英語では、保健医療・医学系の英語論文を用い、部分訳や要約などの設問にて英語の読解力を評価する。辞書は持ち込み可とする。また面接試験及び書類審査では、研究・教育・専門領域に関する見識、研究テーマ及び研究計画、論理的思考・表現力などを評価する。

配分点は、英語の筆記試験 40 点、専門領域の筆記試験 60 点、面接試験及び出願書類審査を 50 点とする。

以上の筆記試験と面接試験及び出願書類審査の結果を総合的に判断し、選抜を行う。

ケ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織編成の考え方及び特色

看護学研究科の教員構成は、博士前期課程は専任の教授 10 名、准教授 4 名の 14 名で構成する。教員のうち 11 名は博士の学位を有し、3 名は修士の学位と、博士前期課程での指導経験または臨床現場における優れた実務経験を有している。博士後期課程は、専任の教授 8 名、准教授 4 名の 12 名で構成する。教員のうち、10 名は博士の学位を有し、2 名は修士の学位と博士前期課程での指導経験を有する。

専門科目の教員配置は、開設する 6 領域それぞれに、博士前期課程と博士後期課程を共通で担当する指導教授を 1 名以上置いている。このことにより、主担当となる指導教授は、学生の研究テーマや理論的指向性、関心や能力を把握でき、博士前期課程の段階から博士後期課程を視野に入れた幅広い研究指導が可能になる。さらに、主担当となる指導教授と若手教員を組み合わせ配置しており、若手教員の育成を図ることが可能である。【資料 52、53】

共通科目には、看護学に関する幅広い知識・技術を修得する際に基盤となる科目を設定し、それぞれの科目に関連した十分な教育研究業績を有する専任教員を配置している。また共通科目を担当する非常勤講師には、その科目における優れた教育研究業績を有する人材を配置することで、教育の水準を保証している。

本研究科は看護学部を基盤として組織されることから、看護学部の教員が大学院教育を兼任する。兼任教員の負担過重を避けるため、博士前期課程と博士後期課程の授業科目及び研究指導を担うことができる教授 1 名を大学院の専任教員として配置し、兼任教員の負担を軽減するとともに、学部・研究科ともに教育の水準を保証しながら研究推進を図れるようにする。

2. 教員の年齢構成と将来構想

研究科開設時における本学の教員年齢は、博士前期課程では 65 歳以上は 8 名、60 歳以上 65 歳未満は 2 名、50 歳以上 60 歳未満は 4 名となっている。また博士後期課程は、65 歳以上は 7 名、60 歳以上 65 歳未満は 1 名、50 歳以上 60 歳未満は 4 名となっている。開設後数年間は、安定した教員組織基盤において学生を学ばせるため、開設時の満年齢が 60 歳以上の者については、「湘南鎌倉医療大学大学院設置時における教員の定年の特例に関する規程」【資料 54】に基づいて対応することとする。しかし、数年以内に順次、定年を迎えて採用が必要になることから、教員の年齢の適正化のため、以下のように方針ならびに計画を定める。

- ・定年退職する大学教員の補充にあたり、設置計画と同じ教員数を確保していく。
- ・補充する研究科の教員については、平均 55 歳以下とし、教育経験や研究業

績によっては40歳未満でも可とする。参考に示したように、開設時に平均年齢64歳である大学院専任教員の年齢は、博士前期・後期課程とも開設後5年目に60歳未満となる計画である。

・現在、博士の学位を持たない准教授の学位取得の促進と論文指導を含む教育・研究マネジメント能力の醸成をサポートし、教授の定年を機に昇任を図る。

【資料 55】（参考）大学院教員の退職と補充計画

博士前期課程：設置後7年間の教員の退職と補充計画

年次 和：西暦	設置年	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	合計
	令4:2022	令5:2023	令6:2024	令7:2025	令8:2026	令9:2027	令10:2028	
平均年齢	64.14	65.14	66.14	60.86	58.57	57.57	58.57	
在職者数	14	14	14	10	9	8	6	
退職者数	0	0	0	4	5	6	8	
補充者数	0	0	0	4	5	6	8	
総合計教員数	14	14	14	14	14	14	14	

博士後期課程：設置後7年間の教員の退職と補充計画

年次 和：西暦	設置年	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	合計
	令4:2022	令5:2023	令6:2024	令7:2025	令8:2026	令9:2027	令10:2028	
平均年齢	64.42	65.42	66.42	60.92	58.08	57.83	58.83	
在職者数	12	12	12	9	8	7	5	
退職者数	0	0	0	3	4	5	7	
補充者数	0	0	0	3	4	5	7	
総合計教員数	12	12	12	12	12	12	12	

コ 施設・設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

湘南鎌倉医療大学は、「湘南モノレール」「富士見町駅」から直線距離で約400メートル、徒歩6分の神奈川県鎌倉市山崎に位置する【資料 56】。「富士見町駅」までは大船駅から湘南モノレールで一駅、約2分の乗車時間で、JR大船駅は、都心からJR東海道本線・横須賀線・湘南新宿ライン、京浜東北線（根岸線）が乗り入れる湘南地域・県央、県西地域へのハブステーションである。【資料 57】。校地は5,819.01㎡が学校法人所有地、680.00㎡は医療法人沖縄徳洲会と開設後

20 年にわたる貸借契約を締結した借用地で、運動場用地として利用している。

2. 校舎等施設の整備計画

1) 校舎の概要

校舎は令和 2 年 3 月の竣工で、1 棟に講義室、実習室、演習室、情報処理室兼語学学習室、教員研究室、会議室、事務室、図書館、保健室等を集約し、機能性に配慮した地上 4 階建て、面積は管理関係施設や廊下やラウンジも含めて 6,753.13 m²（学校法人占有面積を除く）で、学生にとって、一棟の中で学修活動と各種支援サービスを受けることができる環境を整えている。

校舎の各階の内訳概要は以下のとおりである。

1 階には、学長室、学部長室、会議室、事務室などの管理関係施設と図書館、学生相談室、保健室及び学生食堂を配置し、学生に対するサービス提供の機能を集約している。

2 階には、基礎看護実習室（427.37 m²）、成人・老年看護実習室（143.22 m²）、母性・小児看護実習室（214.31 m²）及び公衆衛生・在宅看護実習室（142.99 m²）を整備し、男女それぞれの更衣室も整備している。他に、8 人～10 人用演習室を 7 室設けている。

3 階には、講義室（120 席）3 室、大講義室（368 席）1 室、10～16 人用演習室 3 室のほか、大学院博士前期課程・後期課程の院生用にそれぞれ独立した自習室に加え、複合機やスライド書棚、作業机等を設置した研究科共用の自習室を設け、その他に学部と共用の学生ラウンジなどを整備した。

また、2 階及び 3 階に整備する演習室は、アクティブ・ラーニングの場として活用するとともに、授業のない時間帯には、学生自習室及び学生控室として開放することとしている。

4 階には、個人研究室を 29 室、共同研究室として 1 室を整備するとともに、情報処理室及び語学学習室を整備する。

これらは、湘南鎌倉医療大学看護学部及び看護学研究科が展開する教育・研究の諸活動、そしてそこで学習する学生数 421 人の利便性を十分に考慮した内容となっており、充実した教育研究環境を提供できるものと考えている。

2) 教育研究に必要な設備・備品の整備

大学院博士前期課程・後期課程の院生が講義や演習で使う教室・演習室には、必要な AV 機器や ホワイトボード等を配置している。また院生室には学生個々に使用できる PC と本棚付きの机、鍵のかかる個人ロッカーを配備し、学修や研

究活動が快適かつ安全に遂行できるようにする。また学生が統計解析の講義やデータ分析で用いる機会の多い統計ソフトについては、大学でライセンス契約を結び、情報処理室や院生室 PC にて使用できるようにする。【資料 58】

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

湘南鎌倉医療大学の学部設置に伴い、図書、学術雑誌及び視聴覚資料の整備については、看護師養成課程の趣旨に則り、「基礎教養分野」「専門基礎分野」「専門分野」の教育研究内容を十分に勘案して、大学の完成年度には、図書 11,656 冊（うち外国書 1069 冊）、学術雑誌 1529 種（うち外国雑誌 58 種）、学術雑誌には、電子ジャーナル 44 種（すべて外国書）を含む）を整備する。さらに今回の大学院設置認可申請に伴い、すべて専門書で和・洋書籍を 530 冊【資料 59】追加した。学術雑誌は、データベース検索環境の大幅な充実を図る中で、「メディカルオンライン ライブラリー」をフルコンプライト契約することにより、新たに 1,438 種（電子）の雑誌タイトル【資料 60】の閲覧を可能とする。また、院生が文献検索で活用できるデータベースとして、「CINAHL Plus with Full Text」【資料 61】「PsycINFO」「Web of Science」「医中誌 web」を整備している。

開館時間は、授業開講期間においては、8 時 30 分に開館し、21 時に閉館する。平日夜間や土曜日の自学自習に対しても配慮した時間帯を設定する。また、館内の図書・雑誌を検索する蔵書検索用端末を設置し、インターネットを通じて、学内外からの検索が可能とする環境を整えている。

図書の管理のために、株式会社ブレインテック社製の「情報館」を導入し、図書データ入力等の業務効率化（国立国会図書館の目録データとの連携）とともに、貸出・返却業務の省力化と、OPAC4（図書検索システム）との連携により、学外からも本学図書館の資料を簡単に検索できるよう利用者への便宜を図る。さらに自館にない資料・蔵書もカーリル（図書館蔵書検索サイト）との連携により簡単に検索することが可能となる。

サ 管理運営

1. 管理運営体制

看護学研究科の管理運営のため、研究科長を置き、看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」）を設置する。

研究科委員会は、研究科担当の専任教員（教授・准教授）をもって組織し、学生の入学及び課程修了、学位授与に関することをはじめ、教育課程の編成や教員

の教育研究業績の審査等、学長が決定する看護学研究科における教学運営全般に係る事項を審議するため、原則として月1回開催する。

その他、学年暦に定める授業期間や教育課程における単位計算、成績評価方法、学籍異動の管理・運用等に関しては学部学則の規定を準用する。

また、「湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科委員会規程」（設置認可申請書「6.学則」10・11ページ）の第4条に記された審議事項について、研究科の運営を円滑にするために運営委員会を別に設けることができる。

シ 自己点検・評価

本学の建学の精神及び年度別の教育研究の改善目標に基づき、教育研究活動等の状況を自ら点検及び評価することにより、現状を正確に把握、認識するとともに、その達成状況を評価し、その結果に基づく改善を進め、教育研究水準の向上を図ることを目的とする。

1. 実施体制

自己点検・評価を実施するために、自己点検・評価委員会を設置する。構成員は学長を委員長として、副学長、学部長、事務局長及びその他学長が必要と認めた者として研究科長やその他の教職員を加え、組織的な自主点検・評価を実施し、年度毎に自己点検・評価結果を理事会に上程すべく大学運営会議に報告する。

2. 実施方法

教育研究の質の改善に向けて、自己点検・評価を毎年度実施し、その結果を公表する。

実施にあたっては、年度別の教育、研究、管理運営の目標を設定し、その達成状況を評価し、その結果に基づく改善を進めることとする。

3. 点検・評価項目

- (1) 大学院・研究科の理念・目的
- (2) 教育研究組織及び活動
- (3) 教員組織
- (4) 教育課程の内容及び実施方法
- (5) 学生の受入れ及び学生生活
- (6) 学生支援

- (7) 教育研究等環境
- (8) 社会連携・貢献
- (9) 大学院運営・財務
- (10) 内部質保証

ス 認証評価

教育研究の質の改善に向けて、自己点検・評価を毎年度実施し、その結果を公表する。実施にあたっては、年度別の教育、研究、管理運営の目標達成状況の評価し、その結果に基づく改善を進めることとする。

なお完成年度までは、設置認可時の計画を着実に履行することを基本とし、完成年度後には、公益財団法人日本高等教育評価機構による評価を受ける。

セ 情報の公表

1. 実施方法

大学院における教育研究上の目的や、教育研究成果の普及び活用促進に資するため、大学院に関する以下の情報について、大学ホームページ(<https://www.sku.ac.jp/>) 中の「情報公開」ページ(<https://www.sku.ac.jp/guide/information/>) や、学校案内などの刊行物への掲載、その他広く一般に周知を図ることができる方法により積極的に公表する。

1. 教育研究上の基礎的な情報
2. 修学上の情報等
3. その他の教育研究上の情報
4. 財務情報
5. 設置計画履行状況報告書
6. 大学等における就学支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書
7. 自己点検・評価及び認証評価
8. 学則・研究科委員会規程等の各種規程
9. 寄付行為、理事・監事名簿
10. 湘南鎌倉医療大学校舎耐震化状況

2. 実施項目

次の教育研究活動等の状況についての情報を公表する。

- (1) 大学院の教育研究上の目的に関すること
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- (4) 入学者に関する受入れ方針、入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること
- (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (10) その他の関連する情報
 - ・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
 - ・学則等各種規程
 - ・設置認可申請書
 - ・設置届出書
 - ・設置計画履行状況等報告書
 - ・自己点検・評価報告書
 - ・認証評価の結果

ソ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1. 基本方針

本学では、本学の教育目的の達成に向け、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を積極的に推進するために、湘南鎌倉医療大学 FD・SD 委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な事項を定めている。委員会は、教育・研究内容及び教育方法についての改善、教育・研究活動等の支援策等について、個人の能力開発及び組織間の連携を推進し、組織的な能力開発に取り組むことを目的としている。

大学院教育における FD・SD 活動の積極的推進にあたっては、FD・SD 委員会と連携し、全教員が大学院の理念や教育上の目的について共通認識を持ち、教育研

究活動の維持・向上に関連する課題について解決策を検討していくこととする。

2. 具体的取り組み

1) 授業評価

学部で実施している 15～20 項目からなる学生による「授業評価アンケート」を大学院においても各学期末に実施する。

授業評価は、各授業に対する受講学生の意見や要望、学生による教員評価の情報を得て、教員自身が授業の課題や問題点等、要改善点を振り返り、考察することにより、その後のより良い授業に繋げていくことを目的としている。また学生からの評価のみならず、教員自身の自己評価も必須とし、学生による「授業評価アンケート」の結果と教員自身の自己評価を照らし合わせ、授業内容・授業方法・授業評価方法を常に検討し改善していく。

2) 講演会・研修会の実施

学内に講師を招き、以下の項目等について講演会や研修会を開催し、教員個々の研究能力の深化や論文指導力の向上を図る。

- (ア) 最新の看護研究方法について
- (イ) 看護学教育及び看護界全体の最新情報等について
- (ウ) 看護研究における倫理について
- (エ) 教育活動における倫理について

また上記以外の項目について、外部で開催されている講演会にも積極的に教職員の参加を促す。

「設置の趣旨を記載した書類」資料目次

資料 1 : 「未来を牽引する大学院教育改革」(平成 27 年 9 月 15 日)	…p.5
資料 2 : 「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」(平成 23 年 3 月 11 日)	…p.6
資料 3 : 「保健医療 2035 提言書」(平成 27 年 6 月)	…p.7・8
資料 4 : 「2025 年に向けた看護の挑戦 看護の将来ビジョン～いのち・暮らし・尊厳を まもり支える看護～」(平成 29 年 6 月)	…p.9・10
資料 5 : 湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科の養成する人材像と 3 つのポリシー	…p.11
資料 6 : 教育課程と 3 ポリシーの関係: 博士前期課程	…p.12
資料 7 : 「新時代の大学院教育-国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて-答申」(平成 17 年 9 月 5 日)	…p.13～15
資料 8 : 教育課程と 3 ポリシーの関係: 博士後期課程	…p.16
資料 9 : 授業時間割表 看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程 1 年	…p.17
資料 10 :	博士前期課程 2 年 …p.18
資料 11 :	博士後期課程 1 年 …p.19
資料 12 :	博士後期課程 2 年 …p.20
資料 13 :	神代 龍吉 …p.21
資料 14 :	森 明子 …p.22
資料 15 :	竹本 三重子 …p.23
資料 16 :	眞鍋 知子 …p.24
資料 17 :	小山 幸代 …p.25
資料 18 :	西村 あをい …p.26

資料 19 :	〃	野中 淳子	…p.27
資料 20 :	〃	福島 道子	…p.28
資料 21 :	〃	北岡 英子	…p.29
資料 22 :	〃	黒田 裕子	…p.30
資料 23 :	〃	和田 美也子	…p.31
資料 24 :	〃	米山 雅子	…p.32
資料 25 :	〃	小森 直美	…p.33
資料 26 :	〃	入江 晶子	…p.34
資料 27 :	〃	荒賀 直子	…p.35
資料 28 :	〃	久富 健	…p.36
資料 29 :	〃	鶴若 麻理	…p.37
資料 30 :	〃	小山 真理子	…p.38
資料 31 :	〃	窪田 和巳	…p.39
資料 32 :	〃	宗像 博美	…p.40
資料 33 :	〃	吉田 千文	…p.41
資料 34 :	〃	森田 光治良	…p.42
資料 35 :	〃	田島 祐規子	…p.43
資料 36 :	博士前期課程	リプロダクティブヘルス看護学・小児看護学領域の履修モデル例	…p.44
資料 37 :	〃	成人看護学・老年看護学領域の履修モデル例	…p.45
資料 38 :	〃	在宅看護学・公衆衛生看護学領域の履修モデル例	…p.46

資料 39：	リプロダクティブヘルス看護学・小児看護学領域の履修モデル例（長期履修）	…p.47
資料 40：	成人看護学・老年看護学領域の履修モデル例（長期履修）	…p.48
資料 41：	在宅看護学・公衆衛生看護学領域の履修モデル例（長期履修）	…p.49
資料 42：	博士後期課程 リプロダクティブヘルス看護学・小児看護学領域の履修モデル例	…p.50
資料 43：	成人看護学・老年看護学領域の履修モデル例	…p.51
資料 44：	在宅看護学・公衆衛生看護学領域の履修モデル例	…p.52
資料 45：	論文指導・学位授与の流れ：博士前期課程	…p.53
資料 46：	：博士前期課程 長期履修(3 年間)	…p.54
資料 47：	：博士後期課程	…p.55
資料 48：	：博士後期課程 長期履修(4 年間)	…p.56・57
資料 49：	湘南鎌倉医療大学大学院 学位論文・最終試験の審査基準	…p.58・59
資料 50：	湘南鎌倉医療大学研究倫理規程	…p.60～70
資料 51：	看護学部と看護学研究科の関係図	…p.71
資料 52：	博士前期課程開設時の年齢構成	…p.72
資料 53：	博士後期課程開設時の年齢構成	…p.73
資料 54：	湘南鎌倉医療大学大学院設置時における教員の定年の特例に関する規程	…p.74
資料 55：	校地校舎等の図面 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面	…p.75
資料 56：	JR 大船駅までの所要時間一覧（朝の通学時間帯を想定）	…p.76
資料 57：	大学院自習室レイアウト図	…p.77
資料 58：	湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科（和書・洋書） リスト	…p.78～102

資料 59 : 湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科 (雑誌タイトル) リスト …p.103～131

資料 60 : CINAHL Plus with Full Text Database Coverage List …p.132～218